

最高裁秘書第2891号

令和2年11月27日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書開示通知書

令和2年10月26日付け（同月28日受付、第020606号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成16年5月31日付け最高裁人任A第17号人事局長依命通達「主任家庭裁判所調査官の任命基準等について」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

参 考

平成16年5月31日付け最高裁人任A第17号

高等長官、家庭所長宛て人事局長依命通達「主任家庭裁判所調査官の任命基準等について」

一部改正 平成18年3月29日付け最高裁人任二A第000564号

一部改正 平成29年5月26日付け最高裁人総第1042号

首席家庭裁判所調査官等に関する規則第4条第2項に規定する主任家庭裁判所調査官の任命基準等について、下記のように定めましたから、これによってください。

記

第1 任命基準

- 1 主任家庭裁判所調査官を任命する場合には、任命時において次に掲げる基準のいずれにも該当する者の中から命ずるものとする。
 - (1) 家庭裁判所調査官昇任後10年を経過していること。
 - (2) 職務の級が行政職俸給表(一)4級以上であること。
 - (3) 主任家庭裁判所調査官としての職務を遂行するのに必要な知識、能力及び適性の有無を判定するため最高裁判所事務総局人事局長（以下「人事局長」という。）が別に定める主任家庭裁判所調査官任命候補者選考に合格し、有效的な主任家庭裁判所調査官任命候補者名簿に登載されている者であること。
- 2 1の基準によることができない特別の事情がある場合には、最高裁判所事務総長の承認を得て、これと異なる取扱いをすることができる。

第2 承認手続

- 1 高等裁判所は、第1の1の定めにより主任家庭裁判所調査官を命ずる場合には、あらかじめ人事局長の承認を得るものとする。
- 2 高等裁判所は、管内の家庭裁判所の主任家庭裁判所調査官の配置換の発令を行う場合には、あらかじめ人事局長の承認を得るものとする。

付 記

- 1 この通達は、平成16年6月1日から実施する。
- 2 昭和62年10月13日付け最高裁人任A第15号人事局長依命通達「主任家庭裁判所調査官の任命基準等について」は、平成16年5月31日限り、廃止する。
- 3 経過措置

平成17年3月31日までに主任調査官を任命する場合は、この通達の定めにかかわらず、なお従前の例による。

付 記（平成18年3月29日付け最高裁人任二A第000564号）

この通達は、平成18年4月1日から実施する。

付 記（平成29年5月26日付け最高裁人総第1042号）

この通達は、平成29年5月29日から実施する。